

遺産相続したら、借金が！  
皆さまの「どうしよう…」を  
私たちが解決します！

複雑で面倒な手続きを、プロが丸ごとサポート！

---

## 相続放棄手続き まるわかり&申請マニュアル

---



大阪司法書士会所属  
司法書士法人ヤマト・行政書士ヤマト

# 「相続放棄」って何？

もしも、

**思わぬ負債** を相続してしまったら…？



借金の請求書が来た！  
どうしよう…



## 「負の遺産」は相続放棄すれば解決！

ローンなど  
マイナスの資産が  
確実に多い…

貯金はないし、  
借入金が結構多い  
気がする…

面倒な相続には  
関わりたくない！

故人から引き継ぐ財産は、不動産や貯金だけではありません。借金やローン残なども「マイナスの遺産」として相続の対象です。借金などは相続したくないですよ…。

### ご安心ください！



亡くなった方の財産は  
借金などマイナスの方が多い



相続人が返済しなければならない



## 亡くなった方の財産を放棄して あなたの返済義務はゼロに！



# 相続放棄するにはどうしたら良いの？

ご存知  
ですか？

相続放棄には**期限**があります。

亡くなったことを  
知ってから

または

債務（負債）を  
知ってから

**3ヶ月以内** に家庭裁判所へ  
申し立てなければいけません。

ということは、こんな場合は…



期限が数十年も過ぎてしまっていたら、もう無理？

他の司法書士では「対応できない」と断られて…



諦めるしかないのでしょうか？

**大丈夫！  
諦めないでください**

期限が経過してしまっても、  
例外的に認められることもあります。



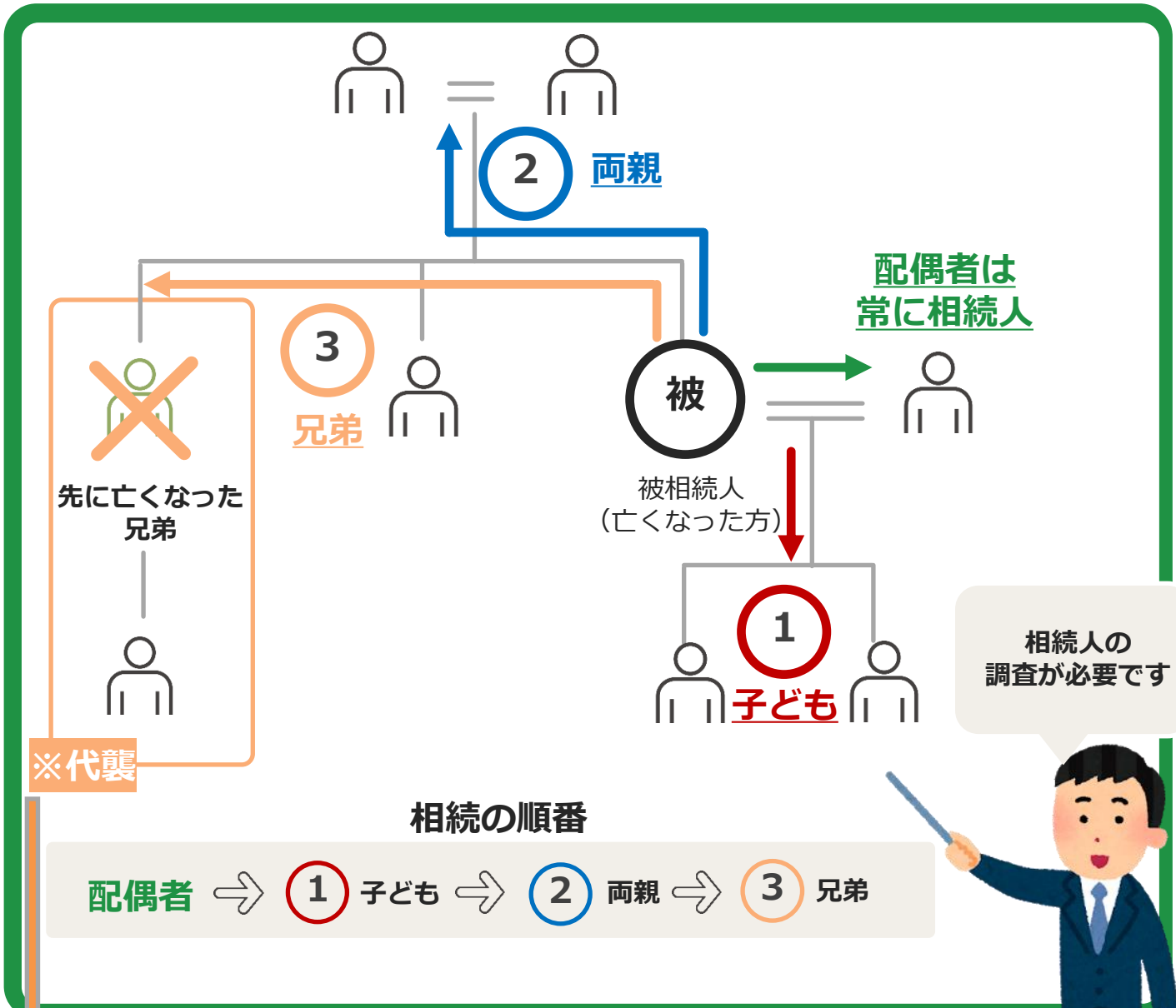
当所では相続放棄に関し、5,000件以上の  
相談事例があります。受理率99%!!  
お客様の状況や環境に応じて  
柔軟に対応、サポートいたします。



# 誰が相続放棄をしないといけないの？

## どの人が相続するの？

相続人関係図



### 相続の順番

配偶者 → ① 子ども → ② 両親 → ③ 兄弟

※代襲

注意が必要です

相続人となる  
子又は兄弟姉妹が  
すでに死亡している

さらに

その者に  
子どもがいる

**①又は③の子まで相続人となります**

# 価格表～全国一律 費用～

## ■ 死亡日から3ヶ月以内

亡くなった方からみて 配偶者、子	報酬+税金+実費	合計
1人	33,000円	33,000円
2人	33,000円	66,000円
3人	33,000円	99,000円
4人	33,000円	132,000円

亡くなった方からみて 親、兄弟	報酬+税金+実費	合計
1人	44,000円	44,000円
2人	33,000円	77,000円
3人	33,000円	110,000円
4人	33,000円	143,000円

## ■ 死亡日から3ヶ月経過

亡くなった方からみて 配偶者、子	報酬+税金+実費	合計
1人	44,000円	44,000円
2人	33,000円	77,000円
3人	33,000円	110,000円
4人	33,000円	143,000円

亡くなった方からみて 親、兄弟	報酬+税金+実費	合計
1人	55,000円	55,000円
2人	44,000円	99,000円
3人	44,000円	143,000円
4人	44,000円	187,000円

### 費用の 加算

- ・ 人数にかかわらず事務管理手数料11000円必要になります。
- ・ 代襲（被相続人より先に死亡している）の場合は5500円加算
- ・ 申立て期限まで3週間を切る場合は**11000円～加算**
- ・ **外国戸籍を取得する場合は別途費用が必要になります**